

法学研究科

| | | | |
|----|-------|-------|--------|
| I | 教育の水準 | | 教育 6-2 |
| II | 質の向上度 | | 教育 6-4 |

I 教育の水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

分析項目Ⅰ 教育活動の状況

〔判定〕 期待される水準を上回る

〔判断理由〕

観点1-1「教育実施体制」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 研究者養成を担う法政理論専攻では、全科目を専任教員が担当しており、専門職大学院である法曹養成専攻では、みなし専任教員5名を含む教授34名が主要科目の大部分を担当しているほか、実務家教員を9名配置している。
- 法曹養成専攻では、学生の多様性を確保するため、募集総人数に対して3割以上の合格者を他学部出身者及び社会人とする方針としている。

観点1-2「教育内容・方法」について、以下の点から「期待される水準を上回る」と判断した。

- 法政理論専攻では高度の研究能力を養成するため、少人数の演習方式によって内外の専門文献の読解及び資料調査分析、それらに基づく討論を行っている。また、社会人のリカレント教育のため、就業を継続しながら計画的に大学院教育を受けられる長期履修学生制度を設けている。
- 平成26年度から英語による研究報告及び文書作成能力の育成を目的とした外国人教員による科目を、法政理論専攻と法曹養成専攻の共通科目として開講しているほか、法政理論専攻では、外国人教員によるドイツ語を用いた「現代ヨーロッパ法」を開講している。
- 学生は「課程博士号授与・取得促進手続の流れ」に基づき、年度ごとに学習状況及び博士論文作成に向けた進捗状況の報告書の提出や年2回の予備審査を経て、博士論文審査を受ける制度を設けている。

以上の状況等及び法学研究科の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

〔判定〕 期待される水準にある

〔判断理由〕

観点2-1「学業の成果」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 法政理論専攻博士後期課程では、在籍者の6割から7割が博士の学位を取得しており、第2期中期目標期間（平成22年度から平成27年度）における博士の

学位取得者の合計は 88 名となっている。

観点 2-2 「進路・就職の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 第 2 期中期目標期間における法政理論専攻博士後期課程修了又は認定退学者の 111 名中 69 名が、国内外の大学等に教員又は研究員として就職しており、研究者を養成する教育目的に沿った人材を輩出している。

以上の状況等及び法学研究科の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

Ⅱ 質の向上度

1. 質の向上度

〔判定〕 改善、向上している

〔判断理由〕

分析項目Ⅰ「教育活動の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 法政理論専攻では高度の研究能力を養成するため、少人数の演習方式によって内外の専門文献の読解及び資料調査分析、それらに基づく討論を実施している。また、社会人のリカレント教育のため、就業を継続しながら計画的に大学院教育を受けられる長期履修学生制度を設けている。
- 平成 26 年度から英語による研究報告及び文書作成能力の育成を目的とした外国人教員による科目を、法政理論専攻と法曹養成専攻の共通科目として開講しているほか、法政理論専攻では、外国人教員によるドイツ語を用いた「現代ヨーロッパ法」を開講している。

分析項目Ⅱ「教育成果の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 法政理論専攻博士後期課程では、在籍者の 6 割から 7 割が博士の学位を取得しており、第 2 期中期目標期間における博士の学位取得者の合計は 88 名となっている。

これらに加え、第 1 期中期目標期間の現況分析における教育水準の結果も勘案し、総合的に判定した。